

# 国立公園オフィシャルパートナーシッププログラム実施規約

平成 28 年 11 月 11 日制定

(目的)

## 第 1 条

国立公園オフィシャルパートナーシッププログラム実施規約（以下「本規約」という。）は、国立公園オフィシャルパートナーシッププログラム（以下「本プログラム」という。）に参加するすべての企業・団体（以下「参加企業等」という。）が活動を行うにあたり、遵守すべき事項を定めるものです。

(プログラムの趣旨)

## 第 2 条

本プログラムは、環境省と企業・団体（以下「企業等」という。）が相互に協力し、日本が世界に誇る国立公園の美しい景観と、国立公園に滞在する魅力を世界に向けて発信し、国内外からの国立公園利用者の拡大を図ることで、内外の人々の自然環境の保全への理解を深めるとともに、国立公園の所在する地域の活性化につなげるために実施するものです。

(取組案の提案)

## 第 3 条

1 国立公園オフィシャルパートナーシップ（以下「パートナーシップ」という。）の締結を求める企業等（以下「提案企業等」という。）は、次項に掲げる項目を記載した当該企業等の国立公園の魅力発信に係る取組案（以下「取組案」といいます。）を作成し、環境大臣に提案することができます。提案書は、別記様式 1 によることとします。ただし、提案企業等は、次の各号のいずれにも該当することを要件とします。

(1) 政治団体又は宗教団体でないこと。

(2) 役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

2 取組案には、以下の項目を記載します。

(1) 平成 32 年までに実施する国立公園の魅力発信に係る取組（以下「取組」という。）の概要

(2) 当年の取組予定の内容（平成 28 年 12 月末日までに提案を行う場合は、

翌年末までの内容とします。)

(3) (2) の取組による効果の見込み

3 取組案には以下の資料を添付します。

- (1) 提案企業等の概要（設立年月日、資本金、事業所の名称、従業員数及び主要製品（又はサービス）名、事業規模等）を示す資料
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類
- (3) 前項（1）の取組の参考資料、同項（3）の効果を算出する根拠を示す資料

（パートナーシップの締結）

第4条

- 1 環境大臣は、前条による提案があった場合において、取組案に記載された内容が、次の各号の要件に該当すると認められるときは、その提案企業等とパートナーシップを締結することができます。
  - (1) 日本の国立公園の魅力を国内外に広く発信するものであること
  - (2) 日本の国立公園の魅力を適切かつ効果的に伝えるものであること
  - (3) 取組の内容が具体的であり、実現性が認められること
- 2 パートナーシップは、環境大臣及びパートナーシップを締結する企業等（以下「パートナー企業等」という。）の代表による締結書の取り交わしにより発効します。締結書は別記様式第2によることとします。
- 3 締結書は、2通作成し、環境省及びパートナー企業等それぞれが1通ずつ保管することとします。

（ロゴマークの使用）

第5条

パートナー企業等は、「国立公園オフィシャルパートナーロゴマーク使用規約」（以下「ロゴマーク使用規約」という。）に従い、国立公園オフィシャルパートナーロゴマーク を無償で使用することができます。

（取組実績の報告等）

第6条

- 1 パートナー企業等は、前年の取組実績（国立公園オフィシャルパートナーロゴマークの使用実績等を含む。）と当年の取組予定の内容を、毎年1月末日までに、環境省に報告します。報告書は別記様式第3によることとします。
- 2 前項に基づき報告された内容は、環境省のホームページ、SNS 等により、公表することがあります。

(締結の期間)

#### 第7条

第4条第1項の締結の有効期間は、締結した日から平成32年12月末日までとします。

(是正の要求)

#### 第8条

環境大臣は、パートナー企業等又はその関係者が、次のいずれかに該当する場合、当該パートナー企業等に対し、是正を求めることがあります。

- (1) 本規約に違反し、またはその疑いがあると認められる場合
- (2) ロゴマーク使用規約に違反し、またはその疑いがあると認められる場合
- (3) その他、本プログラムの趣旨に反する行為を行い、またはその疑いがあると認められる場合

(パートナーシップの解消等)

#### 第9条

- 1 環境大臣は、次に掲げる場合には、パートナーシップを解消することができます。
  - (1) 不正の手段により第4条第1項の締結を行った場合
  - (2) 第6条第1項の報告が行われななど、パートナー企業等の取組が不十分であると認められた場合
  - (3) パートナー企業等に重大な法令違反又は公序良俗違反が認められた場合
  - (4) 環境大臣からの是正の要求に応じなかった場合
  - (5) その他、解消に合理的な理由があると環境大臣が認めた場合
- 2 次に掲げるときには、パートナーシップは効力を失います。
  - (1) 環境大臣が前項の規定に基づきパートナーシップを解消する旨、パートナー企業等に伝達したとき
  - (2) 倒産、解散、合併その他の理由によりパートナー企業等が消滅したとき
  - (3) パートナー企業等がパートナーシップの解消を申し出て、環境大臣との間で合意が得られたとき
- 3 パートナー企業等は、前項第2号に該当するに至ったときは、その旨を環境大臣に報告しなければなりません。

(規約の改訂等)

#### 第10条

- 1 本規約は、環境省により必要に応じて改訂される場合があります。その場

- 合は、改訂後にパートナー企業等に通知します。
- 2 本規約の改訂により参加企業等に不利益が生じた場合も、環境省はその責任を負うものではありません。

#### 附則

本規約は、平成 28 年 11 月 11 日から施行します。

様式第 1

国立公園オフィシャルパートナーシップの締結のための  
取組案の提案について

国立公園オフィシャルパートナーシッププログラム実施規約第 3 条に基づき、国立公園の魅力発信に係る取組（以下「取組」という。）の案を以下のとおり作成し、同パートナーシップの締結を求めます。

平成 年 月 日

パートナー企業等の名称、住所

環 境 省 御 中

平成 32 年までの取組の概要	
当年の取組予定の内容	※11 月 1 日～12 月末日までの間に申請を行う場合は、翌年末までの内容とします。
取組による効果の見込み	※可能な限り定量的に記載。
担当者連絡先	

## 様式第2

### 国立公園オフィシャルパートナーシップ締結書

(以下「甲」という。)と環境省(以下「乙」という。)は、国立公園オフィシャルパートナーシップ実施規約に基づき、本パートナーシップを締結します。

#### (目的)

第1条 本パートナーシップは、甲と乙とが相互に協力し、日本が世界に誇る国立公園の美しい景観と、国立公園に滞在する魅力を世界に向けて発信し、国内外からの国立公園利用者の拡大を図ることで、内外の人々の自然環境の保全への理解を深めるとともに、国立公園の所在する地域の活性化につなげることを目的として締結します。

#### (取組の内容)

第2条 甲は、前条の目的に沿って、次の事項を実施します。

(1)

(2)

2 乙は、甲が前項の取組を行うに当たり必要な情報の提供等の支援を行うとともに、同取組につき環境省ホームページ等を通じ積極的な広報を行います。

#### (協議の見直し)

第3条 甲又は乙のいずれかが、前条の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとします。

#### (期間)

第4条 この協定の有効期間は、締結日から平成32年12月31日までとします。

#### (疑義の協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとします。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名又は押印の上、各自1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

甲：

乙： 環境省

代表者 環境大臣





< 当 年 >

取組予定の内容 内容	
取組による効果の見込み	※可能な限り定量的に記載。

< 担当者連絡先 >